【65歳以上の皆さんへ】介護保険料を改定しました

介護保険料額は本人や世帯員の住民税の課税状況や、本人の所得などの条件により９つの段階に分かれています。保険料は3年ごとに見直しが行われ、令和３年度は第７段階から第９段階の所得段階区分を見直しました。（第１段階から第６段階の保険料や段階判定の条件に変更はありません）令和３年度以降の保険料段階区分は次の表のとおりです。

段　階	対象者（満65歳以上）		令和３年度 負担割合	令和３年度 年額保険料
第１段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下		基準額×0.30	20,900円
第２段階	世帯全員が非課税で第１段階に該当しない	前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.50	34,800円
第３段階		上記以外	基準額×0.70	48,700円
第４段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.90	62,700円
第５段階		上記以外	基準額×1.00	69,600円
第６段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	83,600円
第７段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 （令和2年度までは120万円以上200万円未満）	基準額×1.30	90,500円
第８段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 （令和2年度までは200万円以上300万円未満）	基準額×1.50	104,500円
第９段階		前年の合計所得金額が320万円以上 （令和2年度までは300万円以上）	基準額×1.70	118,400円

■**問合せ**　税務課庶務諸税係　☎72－6936

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の保険料等を減免します

次の要件を満たす方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免になります。

▼要　件

・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方（全額免除）

・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が減少し、次の①②どちらにも該当する世帯の方（全部または一部免除）

①給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が令和２年中の当該収入額の10分の３以上であること

※減少した当該収入等にかかる令和２年中の所得額が０円または赤字の場合は適用外になります。

②減少した事業収入等に係る所得以外の令和２年中の所得の合計額が４００万円以下であること

（国民健康保険・後期高齢者医療保険については更に令和２年中の所得の合計額が１千万円以下であること）

▼申請受付　12月以降（令和３年中の収入確定後に申請可能）

※申請には、収入を証明する書類等の提出が必要です。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼問合せ　税務課庶務諸税係

☎㉗6936

第29回「ジュニア知事さん」作文募集

県では、「もし私が知事になったら、こんなことをしてみたい」をテーマに作文を募集します。知事になってふるさと”とちぎ“のためにやりたいことをお送りください。

▼対　象　小学校４・５・６年生（県内に在住または通学）

▼申込方法　４００字詰めの原稿用紙１枚にまとめ(余白に題名)、裏面に題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入し郵送

▼締切り　９月10日㈮

▼申込み・問合せ　県広報課

☎０２８‐６２３‐２１５８

〒３２０‐８５０１

宇都宮市塙田１‐１‐20